

1 青森県子どもの貧困対策推進計画の概要

目的・基本理念

すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できる青森県を目指して、子どもの貧困対策を総合的に推進する

1 計画の位置付け

- 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく都道府県計画
- 母子父子寡婦福祉法第12条で定める県の母子家庭等自立促進計画

2 計画期間・計画の推進

- 子どもを取り巻く社会環境の変化への対応、大綱の見直し期間を踏まえ、平成28年度～32年度の5年間
- 計画の着実な推進を図るためPDCAサイクルによる計画の進捗管理
- 市町村や多様な主体と連携・協力した施策の推進

3 基本方針

県計画策定の指針となる国の「子供の貧困対策に関する大綱」に示された4つの重点項目を基本方針として施策を体系化

<Ⅰ 教育の支援>

- (1)学校をプラットフォームとした総合的な支援
 - ・スクールソーシャルワーカー配置事業
 - ・特色教育支援経費補助
 - ・放課後子ども教室推進事業
 - ・進学力を高める高校支援事業
- (2)貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の負担の軽減と質の向上
 - ・多子世帯・ひとり親世帯の保育料負担軽減
- (3)就学支援の充実
 - ・就学援助
 - ・青森県育英奨学金
- (4)大学等進学に対する教育機会の提供
 - ・家庭福祉対策教育支援貸付事業費補助事業
- (5)生活困窮世帯等への学習支援
 - ・ひとり親家庭等生活向上事業費補助
- (6)その他の教育支援
 - ・母子・父子自立支援員の配置

<Ⅱ 生活の支援>

- (1)保護者の生活支援
 - ・生活困窮者に対する家計相談支援
 - ・ひとり親家庭等相談機能強化事業
 - ・保育等の確保
- (2)子どもの生活支援
 - ・地域に根ざした食育活動推進事業
- (3)子どもの就労支援
 - ・児童養護施設入所児童等自立能力強化事業
- (4)関係機関が連携した包括的な支援
 - ・子ども・若者地域総合支援推進事業
- (5)支援する人員の確保
 - ・要保護児童支援者研修事業
- (6)その他の生活支援
 - ・妊産婦情報共有システム構築事業
 - ・公営住宅における優遇抽選制度

<Ⅲ 保護者に対する就労の支援>

- (1)親の就労支援
 - ・看護職員資格取得特別対策事業
 - ・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付
 - ・介護福祉士修学資金等貸付事業
 - ・保育士修学資金等貸付事業
- (2)親の学び直しの支援
 - ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
 - ・離職者等再就職訓練事業
- (3)就労機会の確保
 - ・ひとり親家庭等就業・生活支援事業
- (4)保育等の確保
 - ・一時預かり事業
 - ・延長保育促進事業

<Ⅳ 経済的支援>

- (1)児童扶養手当に関する情報提供及び給付
 - ・児童扶養手当
 - ・特別児童扶養手当
- (2)児童扶養手当窓口における相談等による自立支援
 - ・ひとり親家庭等相談機能強化事業【再掲】
- (3)母子父子寡婦福祉資金に関する情報提供及び貸付
 - ・母子父子寡婦福祉資金の貸付
- (4)教育扶助
 - ・生活保護(教育扶助)
- (5)生活保護世帯の子どもの進学時の支援
 - ・生活保護世帯の高校生のが就労収入の取扱(塾経費等の控除)
- (6)養育費の確保に関する支援
 - ・ひとり親家庭等就業・生活支援事業【再掲】

2 施策の基本方針 1 教育の支援

■ 施策の目標 (Plan)

- ・青森県に生まれ育つすべての子どもが、家庭の経済状況に左右されることなく、能力や可能性を最大限活かし、それぞれの夢に挑戦できるための環境整備が必要です。
- ・学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置付け、学習環境の整備や教育費の負担軽減など総合的な対策を進めます。

■ 主要事業の実施状況 (Do)

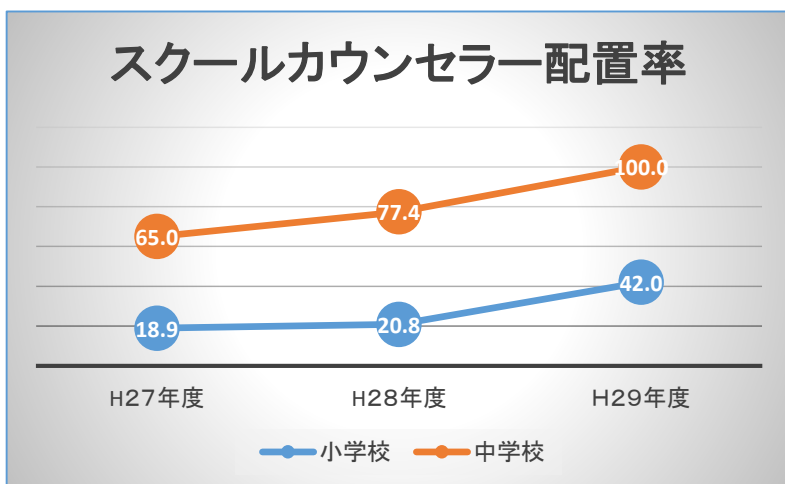
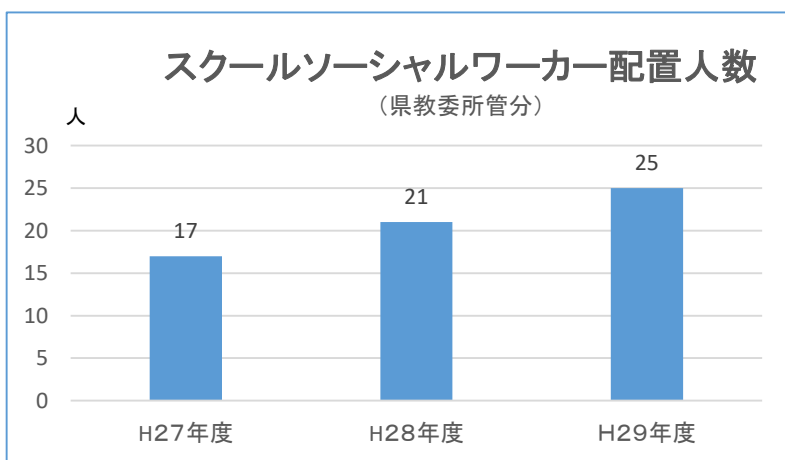
【学校をプラットフォームとした総合的支援】

○「スクールソーシャルワーカー配置事業」

問題を抱える児童生徒が置かれた環境の改善を図るため、教育事務所、県立学校にスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置する。

○「スクールカウンセラー配置事業」

学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上を図るため、公立小中学校等にスクールカウンセラー(SC)を配置する。



【教育費の負担軽減・教育機会の保障】

○「家庭福祉対策教育支援貸付事業費補助」(大学入学時奨学金)

経済的な理由により修学が困難な生徒に対し、大学入学時に必要となる入学金等の一時的経費の貸付を実施

※貸付人数 H29年度入学分:53人
H30年度入学分:43人 計96人

○「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業」

児童養護施設等を退所する者の社会自立を図るため、大学等進学者に対して家賃相当額及び生活費の貸付を実施

※貸付人数 H28:進学者1人 H29:進学者3人

○「子どもの貧困対策特別強化事業」

青森県中央児童相談所に児童養護施設などの入所児の将来設計を支援するため、新たに、支援員を1名配置した。

※取組内容 入所児童との面談、座談会の開催

【生活困窮世帯等に対する学習支援の充実】

○「生活困窮者自立支援事業」(子どもの学習支援事業)

○「子どもの貧困対策特別強化事業」(ひとり親家庭学習講習会開催)

生活困窮世帯、生活保護世帯及びひとり親家庭の児童等に対する学習支援を実施。

※実施地区 H29:青森市、弘前市、八戸市、十和田市、むつ市、町村全域(補助事業対象分)

■ 主要施策の点検・評価 (Check)

| 指 標 | 計画策定時 | 昨年度報告値 | 直近の現状値 | 変化 |
|--|--------------|--------------|--------------|----|
| 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 | 88.9% (H25) | 91.1% (H28) | 92.9% (H29) | ↗ |
| 生活保護世帯に属する子供の高等学校等退学率 | 4.0% (H25) | 2.4% (H28) | 2.2% (H29) | ↘ |
| 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 | 19.5% (H25) | 15.6% (H28) | 23.5% (H29) | ↗ |
| 児童養護施設の子供の進学率(中学校卒業後) | 96.7% (H26) | 100.0% (H28) | 96.8% (H29) | ↔ |
| 児童養護施設の子供の進学率(高等学校卒業後) | 11.8% (H26) | 17.4% (H28) | 13.9% (H29) | ↗ |
| スクールソーシャルワーカーの配置人数 | 17人 (H27) | 21人 (H28) | 25人 (H29) | ↗ |
| スクールカウンセラーの配置率(小学校) | 18.9% (H27) | 21.6% (H28) | 42.0% (H29) | ↗ |
| スクールカウンセラーの配置率(中学校) | 65.0% (H27) | 76.9% (H28) | 100% (H29) | ↗ |
| 就学援助制度に関する周知状況 ・毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 | 68.3% (H26) | 65.9% (H27) | 70.7% (H28) | ↗ |
| 就学援助制度に関する周知状況 ・入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 | 65.9% (H26) | 61.0% (H27) | 58.5% (H28) | ↘ |
| (公財)青森県育英奨学会奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合 | 100.0% (H26) | 100.0% (H28) | 100.0% (H29) | ↔ |

● 点検・評価

- ・SCやSSWの配置による相談体制の充実が必要
- ・高等教育の機会を確保する経済的負担に対する支援の充実が必要
- ・様々な環境にある子どもの教育機会の確保を図るための取組が重要

■ 今後の課題 (Action)

- ・SCやSSWの配置のさらなる拡充
- ・支援金や奨学金等による教育に係る経済的負担の軽減の促進
- ・生活保護世帯や児童養護施設等の子どもへの経済的支援や学習支援による進学等の促進

3 施策の基本方針 2 生活の支援

■ 施策の目標 (Plan)

- ・貧困状態にある子どもは、貧困に伴う様々な不利益を負うばかりではなく、社会的に孤立し必要な支援が受けられないことで、より困難な状況に置かれています。
- ・子どもたちが、安定した生活を送り、心身共に健やかに成長していけるよう、様々な困難を有する環境にある子どもについては、子どもの保護者も含めた生活面の支援が必要です。
- ・また、生計の維持と子育てを一人で担うひとり親家庭に対しては、子育てと仕事を両立させるための支援を始め、相談機能の充実や支援施策の周知などきめ細かな生活面の支援が必要です。

■ 主な事業の実施状況 (Do)

【保護者の生活支援・包括的な支援体制】

○「生活困窮者自立相談支援事業」

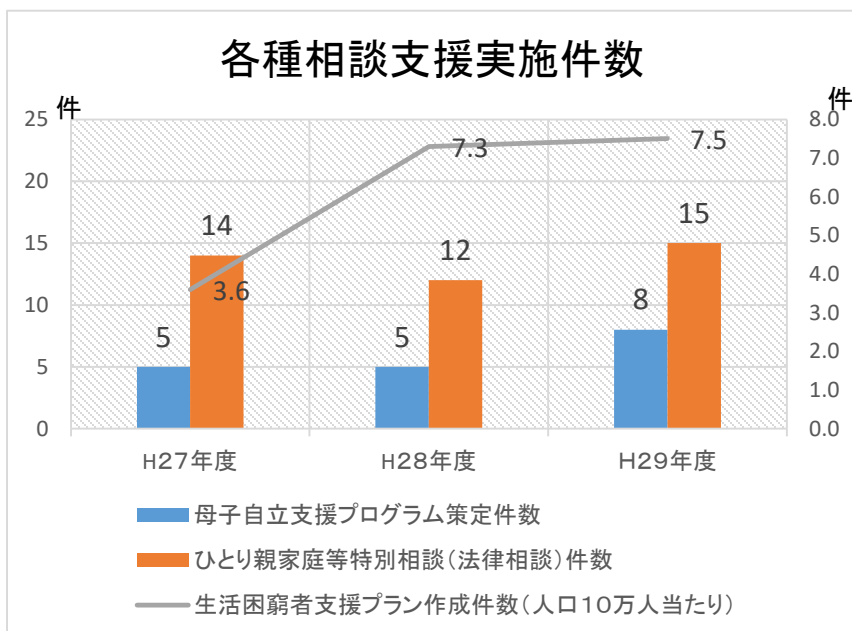
6圏域で町村部を対象に、様々な問題を抱える生活困窮者への自立相談支援事業を実施。

○「母子自立支援プログラム策定事業」

児童扶養手当受給者を対象に、面接相談により、個々の意向、意欲を考慮した支援メニューを作成し、ハローワークとの連携により就労支援を実施。

○「ひとり親家庭等就業・生活支援事業」

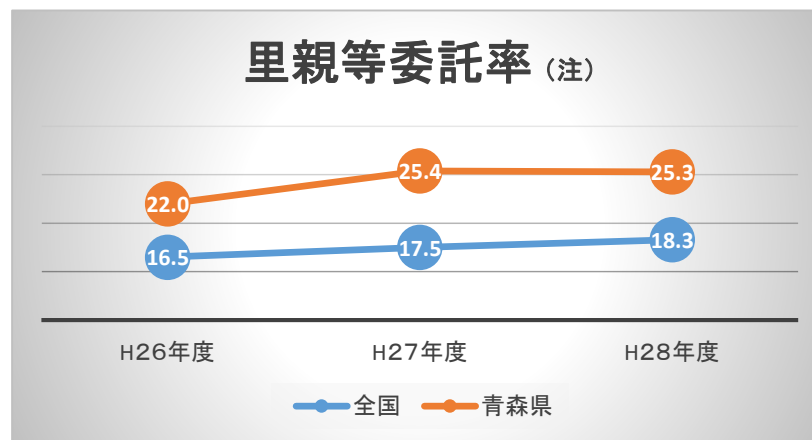
ひとり親家庭の自立に向けて、一般相談、就業相談、特別相談(法律相談)、家事援助、就業に結びつきやすい技能・資格を取得するための講習会の開催等を実施。



【子どもの生活支援】

○「里親支援事業」

虐待を受けた子ども等が家庭的環境で養育されるよう、里親等への委託率を向上させるため、里親制度の普及、里親等への相談・援助を総合的に実施。



里親等委託率: 社会的養育施設等(乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホーム)全体に占める里親、ファミリーホームの割合

【就労と子育ての両立支援】

○「一時預かり事業」

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、保育所等において一時的に預かる事業。

※利用延べ人数 H28:335,046人 H29:482,924人

○「病児保育事業」

病気の子どもを家庭で保育できない場合に、病院・保育所に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を実施。

※利用延人数 H28:7,794人 H29:9,189人

■ 主な施策の点検・評価 (Check)

| 指 標 | 計画策定時 | 昨年度報告値 | 直近の現状値 | 変化 |
|-------------------------------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 生活保護世帯に属する子供の就職率(中学校卒業後) | 3.4% (H25) | 2.0% (H28) | 2.6% (H29) | ↘ |
| 生活保護世帯に属する子供の就職率(高等学校卒業後) | 66.3% (H25) | 63.1% (H28) | 64.7% (H29) | ↘ |
| 児童養護施設の子供の就職率(中学校卒業後) | 0.0% (H26) | 0.0% (H28) | 0.0% (H29) | → |
| 児童養護施設の子供の就職率(高等学校卒業後) | 82.4% (H26) | 78.3% (H28) | 73.9% (H29) | ↘ |
| ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園) | 81.2% | — | — | |
| ・母子世帯 | 66.6% (H26) | | (注) | |
| ・父子世帯 | | | | |
| 青森県母子家庭等就業・自立支援センター事業周知度(母子家庭・父子家庭) | 46.4% (H26) | — | — | (注) |

(注) 青森県ひとり親家庭等実態調査により把握(次回は平成31年度実施予定)

● 点検・評価

- ・生活困窮者、ひとり親家庭の自立に向けた総合的な相談支援や就労支援の促進が必要
- ・様々な環境にある子どもの自立に向けた支援の促進が必要
- ・里親の資質向上や里親等への相談・援助の取組の継続が必要
- ・就労と子育ての両立に向けたきめ細かな支援の充実が必要

■ 今後の課題 (Action)

- ・必要な人に必要な支援が届くよう、制度の周知・広報やニーズの発見、相談需要の掘り起こしを促進
- ・関係機関の連携による総合的な相談支援、就業支援、就労と子育ての両立支援の推進
- ・社会的養育が必要な子どもたちの自立支援、家庭的環境での養育に向けた取組の推進

4 施策の基本方針3 保護者に対する就労の支援

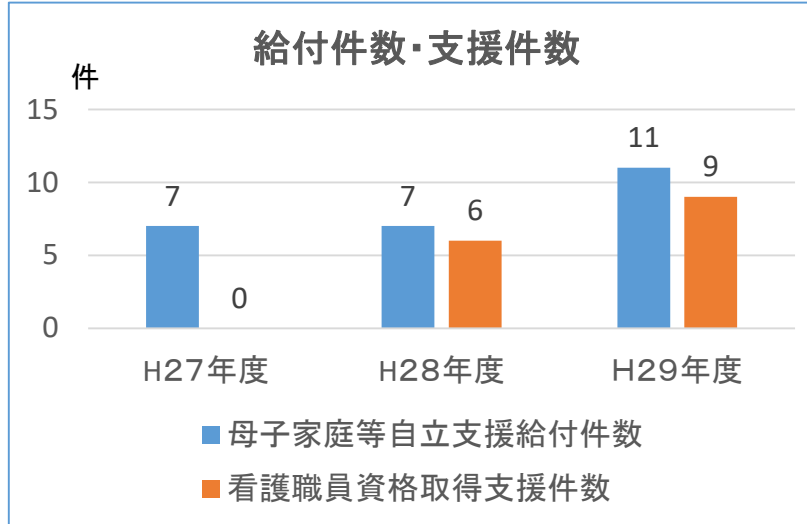
■ 施策の目標 (Plan)

- ・保護者が一定の収入を得ることにより、世帯の生活の安定が図られることから、保護者の就労の支援は重要です。さらに、生計の維持という経済的な側面だけではなく、保護者の働く姿を子どもに示すという教育的視点からも、支援を充実する必要があります。
- ・また、ひとり親家庭では、就職経験が乏しく、十分な技能がないまま必要に迫られ就職に至るため不安定な就労形態にある家庭が多いなど、より高い収入を得られる就業を可能とするための支援が必要です。

■ 主要事業の実施状況 (Do)

○「母子家庭等自立支援給付費補助事業」
就職に有利となる看護師等の資格の取得を目指すひとり親家庭の親を対象に、養成機関で修業する期間に補助金を給付する事業などを実施。

○「看護職員資格取得特別対策事業」
看護師又は准看護師の資格を目指すひとり親家庭の親又は子に対し、学費と生活費を医療機関が負担する場合の一部を補助



■ 主要施策の点検・評価 (Check)

| 指 標 | 計画策定時 | 昨年度報告値 | 直近の現状値 | 変化 |
|---|-------------------------|----------|--------|----|
| ひとり親家庭の親の就業率 (母子家庭) (父子家庭) | 90.7% 95.1% (H26) | — 注前出 | — | — |
| 雇用者であるひとり親家庭の親のうち正社員の割合 (母子家庭) (父子家庭) | 47.8% 85.5% (H26) | — | — | — |

●点検・評価
・就職に有利と考えられる資格取得をめざす保護者や資格取得者の再就職準備への支援が重要

■ 今後の課題 (Action)

- ・ひとり親家庭の親の資格取得や技能習得に向けた支援による就業支援の促進

5 施策の基本方針4 経済的支援

■ 施策の目標 (Plan)

- ・生活保護を始めとする各種手当の給付や貸付制度による経済的支援は、世帯の生活の下支えとして重要であり、貧困対策の重要な条件として確保していく必要があります。
- ・また、ひとり親家庭が経済的に自立するためには、就業による収入などだけでは困難な場合があり、より良い就業を可能にするための貸付制度の活用、経済的支援についての十分な周知を図る必要があります。

■ 主要事業の実施状況 (Do)

○「ひとり親家庭サポートガイドブック」を作成し、各市町村、関係機関経由で配布を行い、ひとり親家庭が利用できる児童扶養手当などのサポート制度についての周知を図った。

○教育広報あおもりけん(2017.12)に奨学金等の制度として母子父子寡婦福祉資金を掲載し、大学進学時に活用できる就学支度資金及び修学資金について、各学校経由で周知を図った。

このガイドブックでは、母子家庭・父子家庭・寡婦のみなさんにご利用いただける各種助成金や手当、貸付制度のほか、相談窓口をご紹介します。

青森県健康福祉部 こどもみらい課

■ 主要施策の点検・評価 (Check)

| 指 標 | 計画策定時 | 昨年度報告値 | 直近の現状値 | 変化 |
|---|---------------------------|---------------------------|---------------------------|----|
| 母子父子寡婦福祉資金修学資金貸与基準を満たす希望者のうち、資金貸与を認められた者の割合 ・母子世帯 ・父子世帯 | 100.0% 100.0% (H26) | 100.0% 100.0% (H27) | 100.0% 100.0% (H28) | → |
| 母子父子寡婦福祉資金周知度(母子家庭・父子家庭) | 36.7% (H26) | — | — | — |

●点検・評価
・各手当、貸付、支援制度について、利用促進のためのさらなる周知が必要

■ 今後の課題 (Action)

- ・各手当・貸付・支援制度について、パンフレットや様々な広報媒体の活用による周知の促進

平成29年度の課題

1 教育の支援

- ・SCやSSWの配置のさらなる拡充
- ・支援金や奨学金等による教育に係る経済的負担の軽減の促進
- ・生活保護世帯や児童養護施設等の子どもへの経済的支援や学習支援による進学等の促進

2 生活の支援

- ・必要な人に必要な支援が届くよう、制度の周知・広報やニーズの発見、相談需要の掘り起こしを促進
- ・関係機関の連携による総合的な相談支援、就業支援、就労と子育ての両立支援の推進
- ・社会的養育が必要な子どもたちの自立支援、家庭的環境での養育に向けた取組の推進

3 保護者に対する就労の支援

- ・ひとり親家庭の親の資格取得や技能習得に向けた支援による就業支援の促進

4 経済的支援

- ・各手当・貸付・支援制度について、パンフレットや様々な広報媒体の活用による周知の促進

平成30年度の対応状況(新規・拡充事業)

< I 教育の支援 >

| 事業名 | 平成30年度の実施状況 | 所管課 |
|---|--|---------|
| 【新規】 子どもの成長を支える「地域のチカラ結集推進事業」 | 地域学校協働活動に係る教職員研修、地域学校協働活動推進員等の養成、ハンドブックの作成等を行うとともに、学校と家庭教育に係る研修会及びモデル地域における実践活動を行っている。 | 生涯学習課 |
| 【拡充】 母子父子寡婦福祉資金貸付 | 平成30年度から、大学院修学分を新たに貸付対象としている。 | こどもみらい課 |

< II 生活の支援 >

| 事業名 | 平成30年度の実施状況 | 所管課 |
|-----------------------------------|--|---------|
| 【新規】 地域の子ども支援ネットワーク形成事業 | ○県内を対象とした「青森県子どもの生活実態調査」を実施している。 ○関係機関が地域の子どもを支援する情報を共有し、連携体制の構築を図るため、県、NPO、社会福祉法人などによる地域の子ども支援ネットワーク会議を設置する。 | こどもみらい課 |
| 【拡充】 切れ目ない親子支援充実事業 | ○支援を要する児童・妊産婦の支援のため、子育て世代包括支援センターが全市町村で設置されるよう、市町村向け研修会を実施する。 ○保健・医療・福祉・教育の連携による支援ができるよう、市町村で活用できる親子支援マニュアルを作成する。 | こどもみらい課 |
| 【拡充】 乳幼児はつらつ育成事業費補助 | 市町村が行う乳幼児医療費給付事業の補助に際し、平成30年10月から、保護者の所得制限基準を約2倍に引き上げ、対象となる乳幼児の範囲を拡大した。 | こどもみらい課 |

< III 保護者に対する就労の支援 >

| 事業名 | 平成30年度の実施状況 | 所管課 |
|-------------------------|---|----------|
| 【拡充】 離職者等再就職訓練事業 | 平成30年度から、非正規雇用労働者の安定雇用への転換を図るため、国家資格を取得し正社員を目指すコース(最長2年間)を拡充している。 | 労政・能力開発課 |